

五島市本庁舎における売店運営事業者募集要項

この要項は、五島市（以下「市」という。）が、五島市役所本庁舎において、売店を設置するにあたり、運営事業者を決定する方法として公募型プロポーザル方式を採用するため、その内容について必要な事項を定めるものである。

1 公募の目的

職員の福利厚生及び来庁者の利便性向上を図るため、安定した経営と質の高いサービス提供が可能な事業者を公募する。

2 応募資格

次のすべての条件を満たす個人又は法人とする。

- (1) 運営期間中、円滑に売店を運営できること。
- (2) 販売品の小売が可能で、売店を直接運営することが可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 五島市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 34 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 4 号に規定する社会的非難関係者でないこと。
- (6) 営業上の行政処分を過去 3 年以内に受けていないこと。
- (7) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始が決定され、特別清算手続その他の清算手続が開始され、または手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者でないこと。
- (8) 食料品、飲料及び日曜雑貨等を販売する売場面積 10 平方メートル以上の小売店舗で、平成 31 年 3 月 31 日までの間に継続して 3 年以上の経営経験があること。
- (9) 五島市内に住所を有する者であること。ただし、法人にあっては五島市内に本店、支店又は営業所を有すること。

3 条件提示

(1) 運営場所

五島市福江町 1 番 1 号 五島市役所本庁舎新本館棟 1 階売店及び自動販売機設置場所

(2) 売場面積

18 平方メートル以内（飲料用自動販売機設置場所 2 平方メートルを含む）

※売店使用面積は、提案により縮小することも可能

(3) 運営期間（庁舎使用許可期間）

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

ただし、運営事業者の施設使用状況や実績を勘案し、当該行政財産の用途または目的を妨げない限度において、引き続き使用許可をすることが適当と判断した場合は、1 年単位で許可を行い、令和 7 年 3 月 31 日まで使用許可を行うことできるものとする。令和 7 年 4 月 1 日以降の許可については、再度公募等により運営事業者を決定するものとする。

翌年度の使用許可を受けようとするときは、許可期間満了の日の 1 ヶ月前までに公有財産使用許可申請書を提出すること。

また、翌年度の使用許可を希望しない場合は、期間満了の 8 ヶ月前までに書面により意思表示をすること。

(4) 営業日及び営業時間

閉庁日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までを原則とする。

※閉庁日は、土曜日、日曜日、祝日、1/1～1/3、12/29～12/31

※人員を配置する営業時間は提案可能とする。また、自動販売機のための営業も可能とする。

(5) 費用負担

① 市役所で運営する売店及び自動販売機設置場所の使用料は、五島市行政財産使用料条例（平成 16 年条例第 24 号）の規定に基づき算出した使用料とする。

② 電気料

実費徴収とする。

計算式は、月額負担額＝（月使用電力量（A）／五島市本庁舎の月電気使用量）×五島市本庁舎の月額電気料金とする。

※（A）は子メーターを設置し、算出する

③ 改装費

照明の変更など改装に伴う一切の費用は運営事業者が負担する。

(6) 自動販売機の設置

指定する自動販売機設置箇所に、飲料用自動販売機を 2 台まで設置することができる。また、売店敷地内での自動販売機の設置については、自由に提案できるものとする。

※費用負担については上記（5）に準じる

※詳細は別紙「平面図」を参照

(7) 希望事項

① 希望販売品目

- ・切手、はがき
- ・収入印紙
- ・長崎県収入証紙
- ・五島市指定ゴミ袋、粗大ごみ処理券
- ・飲料及び食品
- ・その他市が依頼するもの

② 希望支払方法（市が購入する切手・収入印紙等一部の販売品目に限る）

請求書による支払い（口座振込払い）。

(8) 必須事項

① 運営事業者は、運営場所を売店営業以外の用途に供してはならない。

② アルコール飲料の販売は禁止する（売店・自動販売機共）。

③ 成人向け図書・雑誌等（いわゆる有害図書）の販売は禁止する。

④ 飲料商品を販売する場合、売り場には缶・びん・ペットボトル等の回収ボックスを設け、回収した缶・びん・ペットボトル等の処分は運営事業者が行うものとする。また、食品等、売店から排出するその他の廃棄物についても同様とする。

(9) 原状回復及び返還

使用許可の期間満了、又は使用許可を取り消されたときは、運営事業者の負担により市が指定する期日までに運営開始前の状態に回復させること。ただし、市が特に認める場合は、この限りでは

ない。また、運営事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用を運営事業者へ請求することができる。この場合において、運営事業者は、何ら意義を申し立てることはできない。

(10) 注意事項

- ① 上記3 (7) ①に示す以外の品目は、市と協議のうえ販売することができる。
- ② 売店内の配置については、提案に基づき市と協議のうえ決定するものとする。
- ③ 開店準備のための物品搬入等については、時期や方法を市と協議するものとする。
- ④ 看板表示については、予め市と協議すること。
- ⑤ 庁舎内は指定された喫煙場所以外は、禁煙であること。
- ⑥ 庁舎敷地内駐車場は、商品の搬入搬出時の短時間のみ使用できる。
- ⑦ 売店運営にあたり、利用者からの意見や苦情などがあつた場合は、懇切丁寧に対応すること。

4 質疑書及びその回答

公募内容に関する質疑がある場合は、次に掲げるとおり受け付ける。ただし、審査に支障をきたす質問は受け付けない。

(1) 質疑書の提出方法

質疑書（様式第6号）を持参、郵送または電子メールにより提出すること。

(2) 回答方法

質疑に対する回答は、五島市公式ホームページ「まるごとう」に掲載する。

5 応募方法等

応募申込書一式を提出後、質疑書に対する回答を確認した後に企画提案書一式を提出し、プレゼンテーションに必ず出席すること。

※売店の設置場所は、現在建築工事中であるため見学はできない。

(1) 応募申込書一式

- ① 応募申込書（様式第1号）
- ② 応募に係る誓約書（様式第2号）
- ③ 暴力団等排除に関する誓約書及び役員名簿（様式第3号・第4号）
- ④ 住民票 ※法人の場合は登記事項証明書（履歴事項証明書又は、現在事項証明書）
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類（納税義務のない場合は、その旨の申立書を提出すること）
- ⑥ 売店営業の実績が分かる書類

(2) 企画提案書一式

- ① 企画提案書（様式第5号）
- ② 企画提案用説明資料（任意様式）

次の内容を記載すること

	項目	具体的内容
1	運営方法	・売店のレイアウト（運営に必要な面積） ・自動販売機の設置計画 ・営業計画（人員を配置する営業日・営業時間など）
2	収支計画	・五島市本庁舎売店における5年間の収支計画

3	運営実績	・官公庁等、類似施設での出店の実績
4	従業員の配置等	・従業員の配置体制
5	商品の構成	・本市が希望する商品に加え、他に提案する商品 ・市の特産品やイベント関連商品などへの協力など
6	災害時対応	・大規模災害時等の管理体制と生活物資の供給における市との連携など
7	廃棄物の回収・処理方法	・店舗から発生する廃棄物の回収方法及び処理方法

※書類のサイズは、極力A4サイズに統一すること。(図面等、一部A3サイズも可能とする)

※資料は分かりやすく、読みやすいものを用意すること。(既存のパンフレット等で説明がつくものがあれば、それでも良い)

(3) 提出方法

持参、郵送または電子メールにより提出すること。

(4) 辞退

応募申込書を提出後に企画提案書を提出しない場合、もしくは企画提案書を提出後に選定を望まない場合は、速やかに市へ連絡を行ったうえで、辞退届(様式7)を提出すること。なお、選定後の辞退は認められない。

(5) その他注意事項等

- ① 書類提出後の修正及び加除は一切認められないため、本募集要項及び質疑に対する回答などを十分確認のうえ提出すること。
- ② 本件の申込みに要する費用は、全て応募者の負担とする。

6 審査及び事業者選定

(1) 審査体制

五島市本庁舎売店運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)で審査を行い、最適提案者及び候補順位を決定する。

(2) 審査方法

- ① 委員会は、提出書類及び提案者のプレゼンテーションにより、第4号に定める審査項目について審査を行う。
- ② プレゼンテーションの出席者は、責任者を含む3名以内とする。なお、説明は全て提出済みの企画提案書に基づき行い、追加資料の提出及び機材(プロジェクター等)の使用はできない。
- ③ 委員会は、評価基準を基に100点満点で審査し、その合計得点により最適提案者及び候補順位を決定する。

なお、一定の評価(合計得点が満点の6割)に達する提案者がいない場合は、適切な事業者なしと判断し、再募集を行うものとする。

(3) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションの時間は1事業者につき20分程度とする。その後に提出書類及びプレゼンに関する質疑応答を10分程度行うものとする。(合計30分程度)

(4) 審査項目及び配点

審査項目	配点
安定的かつ継続的な店舗経営	30点/100点
利用者の利便性の確保	40点/100点

店舗のコンセプト・災害や環境への配慮	15点/100点
出店に際しての創意工夫	5点/100点
売店使用面積による加点	10点/100点

7 審査結果の通知

審査結果については、提案者全員へ書面により通知を行う。

8 応募者の失格

下記のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、運営事業者と決定した後であっても、該当するに至った場合には、運営事業者としての資格を失うものとする。

なお、これにより応募者（運営事業者）に損害または損失が生じても、市は、その賠償または補償の責任を負わない。

- (1) 申込期間内に必要な書類全てを提出しなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽または不備があった場合
- (3) 正当な理由がなく、プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 応募資格を満たしていない、または満たさなくなったことが判明した場合
- (6) その他この要項に定める事項に反し、または著しく社会的信用を失う行為により、運営事業者としてふさわしくないと市長が判断した場合

9 協定書締結

委員会で選定された最適提案者と協議し、提案内容を反映した協定書を締結することにより、運営事業者として正式に決定するものとする。

よって、最適提案者は、選定後速やかに協定書締結に向けて市と協議すること。また、市の指示に基づき、公有財産使用許可申請書の提出についても速やかに行うこと。

なお、最適提案者と協議が整わない場合、または失格項目に該当した場合には、次順位の提案者と協議を行うこととする。

10 協定の解除

市は、運営事業者が下記のいずれかに該当するときは、行政財産の使用許可を取り消し、協定を解除できるものとする。

- (1) 協定内容に違反したとき。
- (2) 応募申込書等の提出書類に虚偽の内容が確認されたとき。
- (3) 本要項に定める参加資格条件を満たさなくなったとき。
- (4) 著しく社会的信用を失う行為等により、運営事業者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (5) 休業状態が1ヶ月間継続したとき。
- (6) 市に対し納付すべき費用の滞納が3ヶ月以上続いたとき。
- (7) 公用または公共用に供するため、使用許可の継続が困難となったとき。

11 その他

- (1) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第

51号)に定めるものとする。

- (2) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市長が本案件に関する報告、公表等のために必要であると認めた場合は、応募者の承認を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された書類は、五島市情報公開条例（平成16年条例第16号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象となる。
- (4) 提出された書類は、一切返却しない。

1.2 各書類提出・お問合せ先

五島市役所 総務企画部財政課庁舎整備係
〒853-8501 五島市福江町1番1号
電話：0959-72-6173（直通）
メールアドレス：building-pub@city.goto.nagasaki.jp

1.3 参考

- (1) 五島市本庁舎配属の職員数
約450人
- (2) 五島市本庁舎の1日あたりの来庁者数見込み（閉庁日を除く）
約1,000人（職員を除く）
- (3) 行政財産使用料（売店敷地使用料）※金額は見込み
28,197円/平方メートル・年

1.4 運営者決定までのスケジュール

項目	日程
ホームページ上広告掲載（募集要項等）	令和元年8月1日（木）～9月30日（月）
応募申込書の提出期限（※）	令和元年8月30日（金）
質疑書の受付期限（※）	令和元年8月30日（金）
質疑書に対する回答	令和元年9月10日（火）
企画提案書受付期限（※）	令和元年9月30日（月）
応募者プレゼンテーション	令和元年10月11日（金）
運営事業者決定通知	令和元年10月21日（月）
売店営業開始	令和2年4月1日（水）

※持参による書類の提出は、午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日を除く）とする。

【閉庁日】 土曜日、日曜日、祝日